

川俣町就農者確保移住支援金（福島県外からの移住者）実施要領

令和3年10月8日

川俣町告示第57号

（趣旨）

第1条 川俣町就農者確保移住支援金（福島県外からの移住者）交付事業（以下「事業」という。）の実施に関する取扱いについては、川俣町就農者確保移住支援金（福島県外からの移住者）交付要綱（令和3年川俣町告示第56号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要領における用語の定義は、要綱に定めるところに準じる。

（交付対象者の要件）

第3条 申請者が、移住支援金を受けるために申請時において満たすべき要件は以下のとおりとし、第1号を満たし、更に、2人以上の世帯として申請をする場合は第2号を満たすことを必要とする。

（1）年齢、移住及び就農等に関する要件

次に掲げる各号の全てに該当すること。

- ア 申請者の申請日現在の満年齢が65歳未満であること。
- イ 福島県事業において、交付決定を受けていること。
- ウ 令和3年10月8日以降に、対象農産物に関する就農を開始したこと。
- エ 自らの意思で、福島県外から本町に定住（移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住）し、移住支援金の申請日から5年以上継続して、本町において対象農産物に関する就農を行うこと。
- オ 申請者が、町税等を滞納していないこと。
- カ 過去に移住支援金の交付を受けた者ではないこと（過去に移住支援金の交付を受け返還命令の対象となった者、虚偽の申請等が判明した者を含む。）。
- キ その他、町長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

（2）世帯に関する要件（2人以上の世帯向けの金額を申請する場合）

次に掲げる各号の全てに該当すること。

- ア 福島県事業において、世帯に関する要件を満たしているものとして交付決定を受けていること。
- イ 申請者と同居する世帯員全員が、町税等を滞納していないこと。

（交付対象者の登録）

第4条 要綱第5条の移住支援金交付対象者の登録においては、次の各号に掲げる書類を提出すること。

- (1) 川俣町就農者確保移住支援金（福島県外からの移住者）交付対象者登録届出書（第1号様式）
- (2) 対象農産物に関する就農を行っていることが分かる資料

（移住支援金交付申請）

第5条 要綱第6条の移住支援金交付申請においては、次の各号に掲げる書類を提出すること。

- (1) 川俣町就農者確保移住支援金（福島県外からの移住者）交付申請書兼実績報告書（第2号様式）
- (2) 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）のコピー
- (3) 福島県事業の「福島県12市町村移住支援金交付決定兼確定通知書」の写し
- (4) 移住支援金の交付申請に関する誓約事項（第3号様式）
- (5) 移住支援金に係る個人情報の取扱い同意書（第4号様式）
- (6) その他町長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第6条 要綱第7条第1項の交付の決定については、「川俣町就農者確保移住支援金（福島県外からの移住者）交付決定兼確定通知書（第5号様式）」により通知するものとする。

- 2 要綱第7条第2項の不交付の決定については、「川俣町就農者確保移住支援金（福島県外からの移住者）不交付決定通知書（第6号様式）」により通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の決定に際して必要な条件を付することができる。

（移住支援金の交付請求）

第7条 要綱第8条の交付請求においては、川俣町就農者確保移住支援金（福島県外からの移住者）交付請求書（第7号様式）を提出すること。

（移住支援金の交付申請及び交付請求の取り下げ）

第8条 要綱第10条の交付申請の取り下げにおいては、川俣町就農者確保移住支援金（福島県外からの移住者）交付申請取り下げ申出書（第8号様式）を提出すること。

- 2 要綱第10条の交付請求の取り下げにおいては、川俣町就農者確保移住支援金（福島県外からの移住者）交付請求取り下げ申出書（第9号様式）を提出すること。

（交付決定の取り消し等）

第9条 要綱第11条第2項の交付決定の取消しにおいては、川俣町就農者確保移住支援金（福島県外からの移住者）交付決定取消通知書（第10号様式）により通知するものとする。

- 2 要綱第11条第3項により移住支援金の全部又は一部を返還させるときは、川俣町就農者確保移住支援金（福島県外からの移住者）返還命令書（第11号様式）により行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第10条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、「川俣町就農者確保移住支援金（福島県外からの移住者）交付決定通知書再交付願（第12号様式）」を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第11条 町長は、第12号様式の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに「川俣町就農者確保移住支援金（福島県外からの移住者）交付決定兼確定通知書（再交付）（第13号様式）」により、当該申請者に交付する。

(現況の報告)

第12条 要綱第14条の現況報告においては、移住支援金の申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、4月1日現在の就農の事実について、5月31日までに「川俣町就農者確保移住支援金（福島県外からの移住者）現況届（第14号様式）」を提出すること。

(転居・転出・就農終了の報告)

第13条 移住支援金の交付を受けた者は、移住支援金の申請日から5年を経過する日までの間に、本町から転出しようとする場合、本町内で転居しようとする場合又は対象農産物に関する就農を終了しようとする場合は、「転居・転出・就農終了届（第15号様式）」により町長に報告しなければならない。

附 則

この告示は、令和3年10月8日から施行する。